

算出し、「財源の規模」と比較して指標化したものが「実質公債費比率」です。この比率が18%を超えると自由に借り入れが出来なくなります。

平成29年度における鏡野町の実質公債費比率は、8.3%となりました。

鏡野町の比率は、鏡野地域情報通信施設整備運営事業の財源として借入れた起債の償還が、今年度から増加した影響により3年平均で0.5%増加しており、今後においては、計画的な地方債の繰上償還や借入れの抑制に努め、後年度の負担軽減を図ることとしています。

(4) 将来負担比率

地方公共団体の地方債や将来支払わなければならない可能性のある負担等の残高を年度末（3月31日）時点で算定し、すべての負担を含めた負担額を「財源の規模」と比較して指標化したものが「将来負担比率」です。

地方公共団体の一般会計が将来支払っていく負債には、一般会計の地方債残高のほか、

将来の支払を約束したものの（債務負担行為）、町職員の退職手当、公営企業会計など他の会計の地方債残高のうち一般会計が負担するべきものと見込まれるものがあります。

平成29年度における鏡野町の将来負担比率は、72.1%となりました。

鏡野町の比率は、財政調整基金から公共施設維持基金への積み替えなどにより、充当可能財源が減少したことが大きな要因で、昨年度と比べて8.4%上昇して72.1%となりました。

(5) 資金不足比率

病院事業、水道事業、下水道事業など公営企業の資金不足を、流動資産や流動負債、料金収入等の規模で

示される「事業

規模」と比較して指標化し、各公営企業会計の経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。

平成29年度における鏡野町の公営企業会計の資金不足比率は表のとおりで、全ての公営企業会計で実質的な資金不足額は生じておりません。

資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準比率
国民健康保険病院事業会計	—	20%
水道事業会計	—	20%
簡易水道特別会計	—	20%
公共下水道特別会計	—	20%
農業集落排水事業特別会計	—	20%
林業集落排水事業特別会計	—	20%
備考	1 各会計において、資金不足額が生じていないため「—」表示で記載しています。 2 各比率が、経営健全化基準を上回る場合は、自主的経営改善努力が義務付けられます。	

(参考) 平成29年度鏡野町各会計決算の状況

(単位：千円)

会 計 名		歳入決算額	歳出決算額	実質収支額(注1)
普通会計	一般会計	13,991,099	13,228,614	740,238
	津山・富線共同バス運行事業特別会計	4,868	4,868	0
	奨学会特別会計	6,280	3,682	2,598
	越畑専用水道特別会計	3,029	1,724	1,305
公営事業会計	国民健康保険特別会計(事業勘定・直診勘定)	2,174,187	2,047,501	126,686
	介護保険特別会計	1,777,572	1,721,451	56,121
	後期高齢者医療特別会計	174,549	164,380	10,169
	簡易水道特別会計	772,036	651,012	121,024
	農業集落排水事業特別会計	379,871	292,642	87,229
	林業集落排水事業特別会計	7,245	7,245	0
	公共下水道特別会計	1,041,378	883,444	157,934
	法適用	総収益	総費用	利益剰余金残高(注2)
	国保病院事業会計(損益計算書)	1,331,834	1,308,248	75,358
	水道事業会計(損益計算書)	258,834	232,251	122,710

(注1) 実質収支額＝(歳入決算額－歳出決算額)－(30年度へ繰り越して使用する額)

(注2) 利益剰余金残高＝前年度繰越利益剰余金＋純利益(－純損失)

(注3) 公営企業会計の内、「法適用」とは、地方公営企業法の適用を受けている会計。「非適用」とは、適用を受けていない会計。

お問い合わせ先 鏡野町総務課 電話 (0868) 54-2111